

川辺町子ども食堂運営支援補助金のご案内

川辺町では、子ども食堂を運営する団体に向けて補助金の制度を設けています。この制度は、生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもが健全に育成される環境を整備するために町内において開設する子ども食堂運営費用を支援するものです。

【補助事業者】

補助対象となるのは、次の要件を全て満たす法人又はその他の団体です。

- (1) 定款、会則等を備えていること。
- (2) 補助事業とその他の事業の経費を区分し、収支を明らかにできること。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (4) 活動内容が公序良俗に反していないこと。
- (5) 団体及び団体の代表者が市町村民税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

【補助対象事業】

補助対象となるのは、こども食堂を開設して食事の提供等を行い、次の要件を全て満たす事業です。

- (1) 主な利用者は、生活に困窮する世帯、ひとり親家庭及びその他支援を必要とする世帯の高校生以下の子どもとその保護者であること。ただし、その他の世帯の子どもや地域の高齢者、障害者等が参加することは差し支えない。
- (2) 1食当たりの料金は、無料又は実費相当額程度の金額とすること。
- (3) 年間を通じて計画的に運営するとともに、こども食堂の開始月からその年度末までの月数以上を開催すること。ただし、長期休業期間に限定して開設する場合は、年度内の長期休業期間に合計して8回以上開催すること。
- (4) 開設時は、営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行わないこと。
- (5) 開設時は、常駐できる責任者の配置があること。
- (6) 翌年度以降も継続的に実施する見込みがあること。
- (7) 子どもが幅広く参加できるように広報等を行うこと。
- (8) 管轄する保健所の指導に基づく飲食業の営業許可を受ける等、その他所要の衛生管理を行うこと。
- (9) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険（食中毒に対応するものを含む。）へ加入し、その他安全確保に努めること。また、利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認する等の安全確保に努めること。

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、当該年度の4月1日から令和8年3月31日までに実施する事業に要するもので、以下の表に掲げる経費です。

運営経費	報償費、旅費、消耗品費(食材費含む。)、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、検便料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他町長が事業の実施に必要と認める経費。
------	---

※次に掲げる経費は対象としない。

- 運営団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費並びに飲食に係る経費
- カメラ、パソコン等、子ども食堂以外での利用が認められる備品の購入に係る経費
- 補助事業に使用することが特定できない経費

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の合計額から利用料、寄附金その他の収入を控除した額とします。

※1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

新規設置の場合 ：1 拠点あたり最大 60 万円。

既存の運営の場合：1 拠点あたり最大 30 万円。

【補助対象期間】

補助金の交付対象となる期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし、年度の途中で事業を開始する場合は、事業を開始した日から当該年度の 3 月 31 日までとします。

【申請及び申請期限】

補助金を受けるには、以下の申請書類に必要事項を記載いただき、事業の開始前又は補助金を受けようとする年度の 4 月 30 日までに教育支援課に申請してください。

- (1)川辺町子ども食堂運営支援補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2)補助事業誓約書(様式第 2 号)
- (3)事業計画書(様式第 3 号)
- (4)事業所要額明細書(様式第 4 号)
- (5)団体の定款又は会則
- (6)補助事業に従事する者の名簿
- (7)子ども食堂の営業許可証等及び傷害保険の証書等の写し
- (8)その他町長が必要と認める書類

【補助金の交付決定】

提出いただいた資料をもとに、事業目的、取組体制、実効性、継続性、必要性、安全性、経費の妥当性などを総合的に判断した上で、補助金交付団体及び補助金額を決定します。決定後、補助金交付団体及び補助金額を「川辺町子ども食堂運営支援補助金交付確定通知書」により、申請団体に通知します。

※交付決定をする際は、次の条件を付すものとする。

- 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

○補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の完了する日の属する年度の翌年度以降 5 年間保存すること。

○補助対象事業の完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに町長へ報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって自ら消費税等の申告を行わず、本部等で消費税等の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。

○消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を町へ返還させることがあること。

【補助金の支払い】

補助金の支払いは補助金の交付の目的を達成するため、前金払いとします。その際には、「川辺町子ども食堂運営支援補助金(概算払)交付請求書(様式第 10 号)」を提出してください。

また、補助対象経費が補助金額を下回った場合や実績報告の要件が満たせない場合などは、補助金額が減額となる可能性がありますのでご了承下さい。(事前に補助金を前金払いしていますので、その差額を返還していただきます。)

【補助金の実績報告】

年度内の事業が完了した場合は、補助対象事業を完了した日から 30 日以内(ただし、それまでに 3 月 31 日が到来する場合は、3 月 31 日まで)に、以下の申請書類に必要事項を記載いただき、教育支援課に提出してください。

(1)川辺町子ども食堂運営支援補助金実績報告書(様式第 6 号)

(2)事業活動報告書(様式第 7 号)

(3)事業実績額明細書(様式第 8 号)

(4)運営状況が分かる書類

○支払明細書と証拠書類(領収書またはレシート等)の内容が一致するようにしてください。

○証拠書類は日付、宛名、品物名(但し書き)が記載されていること。証拠書類はコピーを提出してください。

○補助対象経費と別の事業や営業、個人用に購入した物品などの補助対象外経費を明確に区別してください。

(5)写真やチラシ等

○こども食堂を開設した全ての日の写真(食事の内容、こどもの食事の様子)

○配布したチラシその他の広報を行った方法及び内容が確認できる書類

【消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還】

補助事業者は、補助金の額が確定した後に消費税等の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第 11 号)を提出してください。消費税等仕入控除税額により補助金の額を減額するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めること

があります。

【交付決定の取り消し】

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取り消しを行う場合があります。なお、既に補助金が交付されているときは、返還を求めることがあります。

- 要綱に違反したとき。
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 虚偽の申請等により町長が不適当と認めたとき。

【保健所への相談】

こども食堂を開設する際には、事前に可茂保健所生活衛生課へ「子ども食堂の開設について」の届出をお願いします。

可茂保健所 生活衛生課・食品指導係

住所：美濃加茂市古井町下古井大脇 2610-1

電話：0574-25-3111

【問い合わせ先】

その他の詳細については、川辺町教育委員会教育支援課にお問い合わせください。

電話：0574-53-2650